



KOBE ケアマネジメントだより

Vol.1（令和 7 年 8 月 発行）

神戸市介護保険課 ケアマネジメント担当

平素より、本市の介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

多様化する利用者への支援のために、皆様から寄せられたご質問や声に応えるとともに、日々のケアマネジメント業務の負担を軽減する一助となるべく「KOBE ケアマネジメントだより」を発行します。

初回は「**要介護のケアプランの目標期間**」についてお知らせします。

質問

令和 6 年度の事業者説明会で「ケアプランの目標期間」についての説明があったけど、短期目標は 6 か月じゃなくてもいいの？



新人ケアマネ 神戸みなとさん

目標の期間について、神戸市の考え方（令和 6 年度事業者説明会より）

要介護高齢者は、複数の疾患を抱えている心身機能や環境等の影響による状況変化が予測されるため、短期目標は概ね 3 ～ 6 か月、長期目標は概ね 1 年を目安に一連のケアマネジメントを実施し、見直しを行うことが妥当と考える。

しかしながら、利用者の解決すべき課題（ニーズ）に応じて設定した目標については、個々の利用者の状況変化に個人差があることから、**その目標を達成するための期間が目安の期間を超えることも考えられる。**

したがって、アセスメントの結果、利用者の目標に応じた期間を設定することも差し支えない。

なお、心身状態やニーズの変化が生じた場合は、再アセスメントを行い、ケアプランの見直しの必要性があるか検討すること。その際、軽微な変更を除いては、サービス担当者会議の開催を含む一連のケアマネジメントを実施する必要があることを改めて徹底すること。

解説

目標期間の見直しについてのケアマネジャーの声に応え、アセスメントから導き出された**利用者の心身状態や個別性を総合的に判断し**、6 か月に限らずその方に応じた目標期間の設定を可能としました。今後より一層、個々の利用者を尊重したケアプラン作成に生かしていただければと考えます。

この通知に対する、神戸市ケアマネジャー連絡会の見解（一部抜粋）

- ・介護支援専門員の倫理である利用者の**自立支援と利用者本位**を基本とすることを改めてご確認ください。
- ・アセスメントを十分に行い、目標の期間を適切に設定することが重要です。
- ・利用者の目標に応じた期間については、**チームアプローチによる多様な専門職の見地から協議**して、根拠に基づくアセスメントと自立支援の観点に基づき目標期間を設定し、サービス担当者会議でのご確認と合意形成をお願いします。

※詳細は一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会の HP をご参照ください。

【URL】 <https://www.kobe-caremane.net/topics/連絡会/post-1266>

ケアマネジャー連絡会の HP に**具体例**も掲載されていますので、ご覧ください！

★お知らせ★

「KOBE ケアマネジメントだより」は不定期で発行します。次回の vol.2 では、**介護予防支援の指定対象拡大に伴う居宅介護支援事業所への一定の関与** について、お伝えします。

